

調達要求番号：5SZW1A00005

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	GM711270867	仕 様 書 番 号
医用画像保管装置、 熊本病院用保守点検	熊本病-T1000342	
	作成	令和7年1月21日
	変更	
	作成部隊等名	自衛隊熊本病院衛生資材課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊熊本病院において使用する医用画像保管装置、熊本病院用の保守点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）

2 点検対象器材

対象器材は、表1による。

表1－対象器材

No	品 名	規 格	製造番号
1	医用画像保管装置、熊本病院用	Rapideye Core	88A2398013

3 整備に関する要求

3.1 保守内容

ワイドプラン

3.1.1

点検内容

点検は、適切な作業管理のもと契約相手方の保守整備に関する点検表等に基づき、定期点検、故障修理及び緊急保守を実施するものとする。

3.1.2

定期点検

定期点検は、年1回（官側が指定した月）実施するものとする。

3.1.3

故障修理

故障修理は故障発生の都度、故障診断、修理、調整及び性能試験等を実施するものとする。

3.1.4

緊急保守

緊急保守は、故障が発生した際に契約相手方は官側から連絡を受けたならば、速やかに技術者を派遣し整備及び復旧を実施するものとする。

3.2 部品交換

部品交換は、必要性が発生した都度交換するものとし、装着品と同等品を使用するものとする。

3.3 性能

性能は契約の相手方の保守点検項目等を満足するとともに動作に異常がないものとする。

3.4 保守点検項目

保守点検項目は表2による。

表2－保守点検表

品名	点検内容	備考
TFS-01 用画像ビューア EV Insite R	バージョン	メインパソコンのソフトウェアに対応
	P - Server データ保存容量の確認 Cドライブ 空き容量	
	P - Server データ保存容量の確認 Dドライブ 空き容量	
	P - Server 各サービスの起動確認	
	P - Server ログの確認	
	ライセンス数の確認 使用済 EV Insiteビューアソフトウェア CAL 合計数	
	ライセンス数の確認 購入済 EV Insiteビューアソフトウェア CAL 合計数	
	ソフトウェアのアップデート (更新)	
	ソフトウェアの動作確認	
TFS-01	バージョン	UPSユニット：SUPS 01-ET：1式、 医用画像保管装置：TFS -U4WSW/PM：1式、 オプションモニタ（19イ ンチ）：S1934-T/I M：1式、 バックアップキッド：SU HD01-4T：2式
	本体ファンの埃除去	
	モニタの埃除去	
	キーボードの清掃	
	マウスの清掃	
	ケーブル接続の確認	
	日時の確認	
	本体のHDD空き容量の確認	
	登録エラー画像の削除	
	DBバックアップの動作確認	
	MASの画像保管残量	

品名	点検内容	備考
TFS-01	キーボードの動作確認	
	ホイールの動作確認	
	外付けHDDの動作確認	
	R A I D整合性の確認	
	N T F Sエラーの確認	

3.5 外観

外観は、有害な欠陥がないものとする。

3.6 実施場所

実施場所は、官側が指定する施設又は契約相手方の指定する施設とする。

3.7 保守期間

保守期間は、契約日から1年間とする。

3.8 その他

- 点検中、異常箇所を発見した場合は速やかに契約担当官に報告し指示を受けるものとする。
- 作業中、その作業が起因と考えられる故障等が発生した場合は、契約相手方の責任とする。
- 契約相手方は、官側の要請により器材取扱等に関する技術的指導及び情報提供を実施するものとする。
- 契約相手方は、請負業務遂行に際して知り得た個人情報等を第三者に漏らし、複製し、目的外に利用し、又は持ち出してはならない。個人情報の秘密保持義務を遵守し必要な措置を講じなければならないものとする。
- 契約相手方が、上記に違反することによって、官側が損害を受けた場合、契約相手方がその損害を補償しなければならないものとする。

4 品質保証

4.1 品質試験

品質試験は、動作に異常がないことを確認するものとする。

4.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、表3による。

表3－提出書類

名称	時期	数量	提出先
医用画像保管装置、熊本病院用	点検・整備終了後	1部	自衛隊熊本病院衛生資材課
注 ^{a)} 様式適宜とする。			

5.2 仕様書に関する疑義

契約相手方は、この仕様書及び調達品目表に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。